

令和7年度

障がい者を対象とする

白石市職員採用初級（高校卒業程度）試験案内

令和7年7月

白 石 市

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

◎ 第1次試験 令和7年9月21日（日）

◎ 受付期間 令和7年7月1日（火）～令和7年8月4日（月）

（郵送の場合は、令和7年8月4日（月）必着です。）

1 試験区分・試験職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	試験職種	採用予定人員	職 務 内 容
初 級	行 政	若干名	総務、保健福祉、教育、市民経済、建設、農林等幅広い一般行政事務に従事します。

（注）採用予定人員については、現時点での予定であり今後変更になることがあります。

2 受験資格

（1）年齢・資格

試験区分	試験職種	受 験 資 格
初 級	行 政	（1）昭和60年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、（2）から（4）いずれかの手帳の交付を受けている者 （2）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 （3）都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者 （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 （5）自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能である者 （6）通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる者

		(7) 筆記による試験に対応でき、かつ、口頭による人物試験に対応できる者
--	--	--------------------------------------

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 禁固（令和7年6月1日からは拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 白石市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日時及び試験会場

区分	試験日時		試験種目	試験会場
第1次試験	9月21日（日）	10：00～12：00	教養試験（択一式）	白石市役所 （白石市大手町1番1号）
		13：00～14：00	作文試験（記述式）	
第2次試験	10月下旬予定		人物試験（集団討論（グループワーク）及び個別面接）	WEB試験
			性格検査（SPI3）	

【注意事項】

- ※ 障害者手帳で受験資格を確認いたしますので必ず持参してください。
- ※ 第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に別途通知します。

4 試験の方法及び内容

試験種目		方法	内 容
第一次試験	教養試験	択一式	公務員として必要な高校卒業程度の一般知識及び一般知能についての筆記試験（出題数40題 時間120分） ＜出題分野＞ 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	作文試験		公務員として必要な見識、文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記試験（時間60分）
第二次試験	性格検査		SPI3性格検査（時間30分）
	人物試験		公務員としての適格性についての人物面からの試験（集団討論（グループワーク）及び個別面接）

5 申込受付期間及び受験手続

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月4日（月）まで

持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）とします。郵送の場合は、令和7年8月4日（月）までに白石市総務部総務課に届いたもの（必着）に限り受け付けます。

(2) 採用試験申込書

採用試験申込書等については、次の方法で取得できます。

①白石市役所総務部総務課人事係（3階）で、直接お受け取りください。

②白石市のホームページからダウンロードしてください。

③白石市総務部総務課人事係まで、郵便で請求してください。

※封筒の表に「障がい者を対象とする採用初級試験申込書請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角形2号、140円切手を貼付）と連絡先を記載した用紙を同封してください。

〔請求先〕〒989-0292 白石市大手町1番1号 白石市総務部総務課人事係

(3) 申込方法

「採用試験申込書」（A4サイズ）と「受験票」（郵便はがきに貼付）に、必要事項を記入して、次のどちらかの方法でお申し込みください。

①白石市役所総務部総務課人事係（3階）に提出。

②郵便で提出。（封筒の表に「採用初級試験申込」と朱書のうえ、郵便局で特定記録扱いにして郵送してください。）

※「採用試験申込書」と「受験票」（郵便はがきに貼付）は、必ず両方提出してください。

6 合格発表

第1次試験合格発表 10月中旬

最終合格発表 11月上旬

7 採用

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登録され、そのうちから成績順に採用者が決定されます。原則として名簿の有効期間は1年で、採用は令和8年4月1日です。

また、最終合格者であっても、採用までに次の事項に該当することとなった場合、採用される資格を失うことがあります。

(1) 採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合

(2) 採用試験の申込み又は受験に関して、虚偽又は不正の行為があったことが明らかになった場合

(3) 心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合

(4) 職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合

(5) 地方公務員法に定める「欠格条項」に該当することとなった場合

(6) 採用に関する白石市からの照会に応答しない場合

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、口頭で開示を請求することができます。（下表参照）

開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、下表の開示場所に直接おいでください。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日）は、受付いたしません。なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合順位 及び総合 得点	合格発表の日か ら1か月間	白石市総務部総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 給与等

職種	給料月額	そ の 他 の 手 当
初 級	188,000円	左記の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件により支給されます。

上記金額は、高校卒業後直後に採用された者に対する支給額（令和7年4月1日現在）です。
なお、職歴がある場合、一定基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

10 福利厚生

定期健康診断、各種ガン検診を毎年実施するほか、産業医等による健康相談を実施しています。
また、結婚、病気等に対する給付金制度・住宅、修学時資金に対する貸付制度等、各種共済事業を利用することができます。さらに、市職員の福祉の増進を図ることを目的とし、給付事業・福利厚生事業を実施するため職員で組織した職員互助会があります。また、市職員を対象とした部活動として、野球・バレーボール・卓球・サッカー等があります。

11 連絡先

受験手続、その他受験に関する問い合わせ先

〒989-0292

白石市大手町1番1号

白石市総務部総務課人事係

TEL 0224(22)1331（直通）

12 その他

採用試験の情報については、市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。